【解説２】　水前寺周辺地域の景観形成基準の位置・高さについて

・園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みとの調和を図ることとは、以下のとおりとする。

① 風致地区との境界付近の敷地等における建設計画については、a 地点及び b 地点からの眺望の景観シミュレーションを行い、周辺のまち並みから突出しないよう配慮すること。

② ①の場合を除いて、高さが 31m（地上 10 階程度）を超える場合は、a 地点及び b 地点からの眺望の景観シミュレーションを行い、周辺のまち並みから突出しないよう配慮すること。

・園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みと調和した建築物等の高さの目安（h_3）は、以下の簡易算定式で求める。

$$h_3 = L \times \tan\theta + h_0 - h_2$$

h_0：視点の高さ（a＝海抜 11m、b＝海抜 10m）　**L**：視点場から建設地までの距離
h_2：建設地の地盤高（海抜）　**θ**：仰角 a＝ 7 度、b＝9.8 度
h_3：園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みと調和した建築物等の高さの目安

※仰角 a は、視点場 a に立つ人が古今伝授の間の南側に眺望する建築物同士の屋上部分を結ぶ線を見上げる角度とする。仰角 b も同様の考えとする。

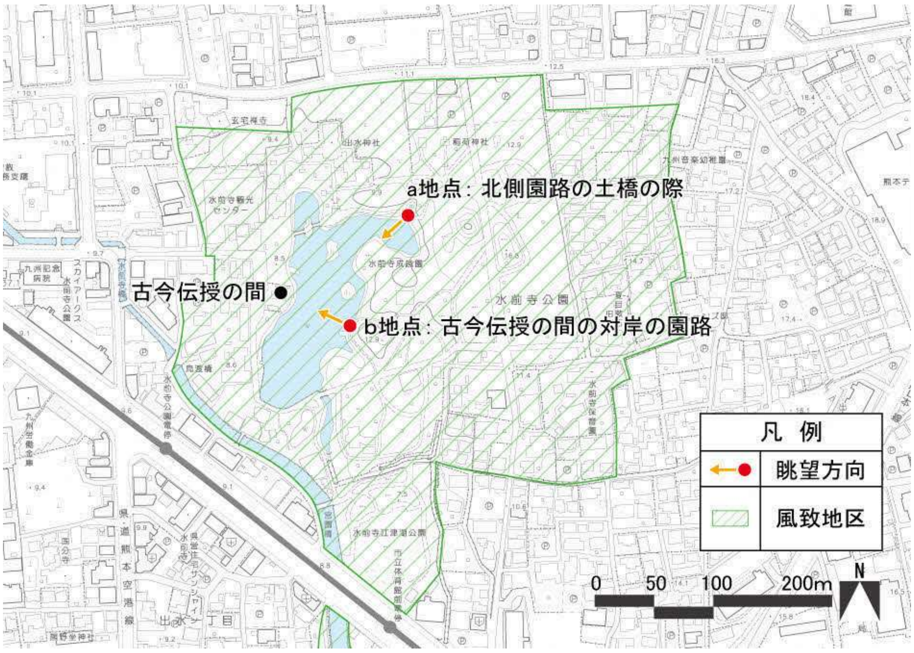

事例：電車通沿いの敷地でまち並みに調和した高さ（h_3）の算定について

h_3 ＝【240m（a 地点または b 地点からの距離)】×【tan 7 度（仰角)】＋【11m（a 地点または b 地点の高さ)】－【9.4m（建設地の地盤高さ)】＝31.07m